平成２１年（フ）第１７２２０号
静岡県裾野市伊豆島田597―１
債務者　土屋　和彦
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２２７号
千葉県松戸市本町12―９―206
債務者　櫻井　早苗
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２２８号
神奈川県川崎市多摩区菅仙谷３丁目１―４―102
債務者　岡本　清美
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２２９号
栃木県小山市大字塚崎1500―39
債務者　南村　美保
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２３３号
千葉県市川市本塩14―８―１
債務者　安部　恵子（旧姓金井田）
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２３４号
東京都新宿区北新宿１丁目33―４　シーエスマンション北新宿Ⅱ―201
債務者　上田　純子
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３０号
横浜市港南区野庭町711番地３　ピュアパレス403号
債務者　近藤　秀樹
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５８号
石川県羽咋郡宝達志水町出浜イ223番地
債務者　宮嶋　雄二
１　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月17日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第４６３号
岡山市東区松新町152番地５
債務者　廣石　卓史
１　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４６４号
岡山市東区松新町152番地５
債務者　廣石　初枝
１　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５７７号
岡山市東区城東台東２丁目３番８号
債務者　吉田　徳子
１　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年12月２日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６１２号
岡山県高梁市下谷町4824番地７
債務者　谷藤　　隆
１　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６１３号
岡山市北区中原177番地
債務者　清水　留美
１　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６１４号
岡山市中区神下179番地１　レオパレスＲ250岡山東201号
債務者　清水　　淳
１　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６４２号
岡山市東区西大寺上２丁目６番69号
債務者　泊　　理恵
１　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６５１号
岡山市中区清水532番地18
債務者　津島　弓子
１　決定年月日時　平成21年９月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
５　免責審尋期日　平成21年11月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部